

OSAKA SPORTS GROOVE 関連事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

OSAKA SPORTS GROOVE 関連事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市におけるスポーツコミッションである舞洲プロジェクト（舞洲スポーツ振興事業）が実施する OSAKA SPORTS GROOVE（以下、「OSG」という。）事業を通して、大阪市におけるスポーツの振興及びスポーツ産業の発展、並びに都市魅力の向上に資すること、また、大阪市と8チーム※の連携による魅力的な事業の実施により、大阪市にスポーツの力でヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むことを目的としております。

※セレッソ大阪、セレッソ大阪ヤンマーレディース、JT マーヴェラス、クボタスピアーズ、オリックス・バファローズ、大阪エヴェッサ、レッドハリケーンズ大阪、サントリーサンバーズ

具体的取組みは「基本広報業務」、「ホームページ等の多言語化に向けた調査検討業務」、「キッズスポーツアカデミー運営業務」の3つとなります。

本案件は、「OSG」ブランドを確立することで、「する」、「みる」、「ささえる」の観点でスポーツ人口を拡大させるとともに、大阪の都市の魅力を向上させ、さらには8チームのファンの増加にも繋げていくものです。

この募集要項は、実行委員会が、受注者を決定するうえで、広く企画提案を募集するため、詳細を記載したものです。

(2) 委託業務の内容

具体的内容については、別紙1「OSAKA SPORTS GROOVE 関連事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

※仕様書は、受注予定者の提案内容もふまえ、契約締結までに協議し修正します。

(3) 契約上限額

金 12,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各取組みにおける想定事業費は以下のとおり

基本広報業務：7,000 千円～10,000 千円

ホームページ等の多言語化に向けた調査検討業務：500 千円程度

キッズスポーツアカデミー運営業務：2,500 千円～3,500 千円

(4) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

なお、発注者が希望する場合は令和7年4月1日～令和8年3月31日までの契約の延長を妨げないものとする。

(5) 履行場所

主に大阪市内において発注者が指定する場所、及び受注者において確保する場所。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に準じて、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、「基本広報業務」については、受注者が希望し、発注者と協議のうえ発注者が認めた場合には、履行が完了した部分について、3回までの回数に分けて委託料を支払う。

(3) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都特別区の場合は特別区民税・都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること

ウ 企画提案時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

オ (一財)日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用もしくは同等以上の資格を取得しており、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること

カ 2つ以上の法人等が共同企業体を結成して申請する場合は、上記アからオの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない

(ア) 構成員は、共同体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること

- (エ) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同体の構成員となることはできない
- (カ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない

5 スケジュール

● 公募開始	令和6年4月18日(木)
● 質問受付期限	令和6年4月25日(木)
● 質問に対する回答	令和6年5月1日(水)(予定)
● 参加申請関係書類の提出期限	令和6年5月7日(火)
● 参加資格審査結果通知	令和6年5月9日(木)
● 企画提案書類の提出期限	令和6年5月13日(月)
● プレゼンテーション審査	令和6年5月中旬～下旬に行う
● 選定結果通知	令和6年5月下旬
● 契約締結・事業開始	令和6年6月3日(月)
● 事業完了	令和7年3月31日(月)

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和6年4月25日(木)午後5時30分まで(必着)

イ 提出方法

質問は簡潔に箇条書きにて、「質問書」(様式1)にて行い、9の提出先までEメールにて、提出すること。

※「件名」に、「【質問: OSAKA SPORTS GROOVE 関連事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年5月1日(水)(予定)に、大阪市の本案件募集ページ上にて行う。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000624484.html>

(2) 参加申請書類の提出

ア 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時30分まで(必着)

イ 提出方法

提出期限までに9の提出先まで郵送にて提出すること。

ウ 参加申請書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式3)

(ウ) (一財)日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾証の写し、もしくは同等以上の資格を取得していることを証明できる書類の写し、及び情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)

(エ) 使用印鑑届(様式4)

- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）
※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※(エ)～(コ)は、申請時点で大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式5）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式3）
- (エ) （一財）日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾証の写し、もしくは同等以上の資格を取得していることを証明できる書類の写し、及び情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式4） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (ク) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (サ) 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- (シ) 共同事業体協定書（写し）
※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※(オ)～(サ)は、申請時点で大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式5に承認番号を記載すること）。

エ 参加資格審査結果通知

令和6年5月9日（木）までに申請者あてに審査結果を郵送にて通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提案書類

- (ア) 以下の項目が記載された提案書(A4版（片面）30枚までで作成することとし、用紙の向きは縦又

は横のいずれかで統一すること。図面の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。また、⑥その他に関わる提案についても制限枚数に含まない。) 表紙には題名、企業名など一切記載しないこととする。

【提出部数】

正本 1 部 (記名・代表者印を押印したもの) と副本 9 部

※副本には、事業者名や事業者を特定できる箇所 (事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等) にはマスキングの処理を行うこと。

①基本広報業務

- ・ 広報活動における基本方針 (考え方)
- ・ 魅力あるホームページの構成案
 - ※以下の2つのページを統合し、一つのホームページとして新たに作成すること
 - ※ロゴは「別添ロゴデータ」を使用すること
 - ホームページ OSG : <https://osakasportsgroove.com/>
 - ホームページ舞洲プロジェクト : <https://maishima.osaka/>
- ・ オウンドメディア、SNS の現状の課題及び改善策
 - オウンドメディア : <https://note.com/maishimavoice/>
 - (SNS)
 - X : https://twitter.com/maishima_osg
 - Instagram : <https://www.instagram.com/osakasportsgroove/>
 - YouTube : <https://www.youtube.com/@osakasportsgroove>
 - TikTok : https://www.tiktok.com/@maishima_osg
- ・ 各チームサイトへの誘導 (試合日程、チケット販売促進など) 手法

②基本広報業務の成果指標

それぞれの媒体ごとに1年間の成果指標を設定し、成果指標の達成方法について説明すること。

- a) ホームページ
- b) オウンドメディア
- c) SNS (X・Instagram・YouTube・TikTok)

③ホームページ等の多言語化に向けた調査検討業務

- ・ OSG の HP や SNS の多言語化のために必要な情報収集を行い、これを踏まえた効果的な提案を行うこと。

④キッズスポーツアカデミー運営業務

- ・ 小学生低学年を魅了する企画提案 (実施会場の選定を含む)
 - ※1 回分の会場は確保済み (令和 7 年 3 月 1 日 (土) おおきにアリーナ舞洲)

⑤運営体制

本事業を実施するうえでの、運営体制について記載すること。(本事業における分担、専従・兼務、業務割合など (週〇日等))

⑥その他

契約上限金額内では実施することが困難なものの、より事業を効果的に実施できる提案が別途ある場合は、説明を行うと共に予算額 (消費税及び地方消費税を除く) について記載すること。

※表紙目次の他に必ず①～⑥の項目タイトルを、それぞれの提案内容の冒頭に挿入し、口取紙を添付してください。挿入した用紙は制限枚数に含まないこととします。

(イ) 見積書 (様式 6)

(ウ) 事業概要 (パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)

※参加者が共同事業体の場合、上記(ウ)は代表構成員について記載すること。

イ 提出期限

令和6年5月13日(月)午後5時30分まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに9の提出先まで提出すること。持参のほか送付等での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる送付方法によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定委員会を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 選定委員会

ア 実施日時

令和6年5月中旬～下旬に行う(詳細な日程については後日参加者あて通知する)
詳細は、事前に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

イ 実施場所

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階 会議室

ウ 内容・方法等

- ・6(2)イの提出資料を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり25分(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とし、参加者は1者あたり2名以内とする。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

企画提案書のコンセプト、実施内容、成果指標、価格について評価を行う。

評価項目	評価対象とする資料	配点	
1.技術点			
実施内容			
①基本広報業務	OSG事業の内容を効率的・効果的に実施でき、現実的に実現可能な実施スケジュールとなっているか。	60点	
②ホームページ等の多言語化に向けた調査検討業務		企画提案書	10点
③キッズスポーツアカデミー運営業務			20点
2.価格点			
費用積算の妥当性、など	見積書	10点	

(ア) 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、審査会で評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

(イ) 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合

①技術点の各項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。

②前号における合計得点と同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。

(ウ)技術点の各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある提案者は選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 発注者及び関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 見積書に記載の額が、2(3)の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和6年5月下旬頃通知します。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に則り、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、公文書の公開請求があった場合には、公開する。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、選定委員会において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし7(2)において、技術点の各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある提案者は除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：舞洲スポーツ振興事業実行委員会

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪中央卸売市場本場業務管理棟9階

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課内

電話：06-6469-3865

FAX：06-6469-3898

Eメール：ga0023@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。